

○障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）新旧対照表
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第一条の四 法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等と同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第二条 法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助とする。</p>
<p>（法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者）</p> <p>第二条の二 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。</p>	<p>（法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者）</p> <p>第二条の二 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。</p>

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の三 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の四 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の五 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二条の六 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第三条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に

(法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の三 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の四 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の五 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二条の六 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第三条 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に

行うことができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第四条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第六条の三 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福

行うことができる施設とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第四条 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第六条の三 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福

社サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次に各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一・二 (略)

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の七 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜と

社サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次に各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一・二 (略)

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜と

する。

一・二 (略)

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の八 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあつては、三年又は五年とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 (略)

(法第五条第十八項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第十八項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「

する。

一・二 (略)

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の八 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあつては、三年又は五年とする。

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 (略)

(法第五条第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「

介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第五條第十八項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六條の十二 法第五條第十八項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をした支給決定障害者等(同号に規定する支給決定を障害者等をいう。)及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービスを提供する上での留意事項とする。

(法第五條第二十項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第六條の十六 法第五條第二十項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一〜三 (略)

(法第五條第二十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六條の十七 法第五條第二十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第五條第十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六條の十二 法第五條第十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をした支給決定障害者等(同号に規定する支給決定を障害者等をいう。)及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービスを提供する上での留意事項とする。

(法第五條第十九項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第六條の十六 法第五條第十九項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一〜三 (略)

(法第五條第二十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六條の十七 法第五條第二十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。) 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二・三 (略)

2 (略)

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

(令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の二の二 令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。) 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二・三 (略)

2 (略)

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するものとする。

(新設)

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。)を受けている指定障害者支援施設等又は指定障害者福祉サービス事業者の名称

三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一・二 (略)

三 令第二十一条の三第一項第一号に規定する食事等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類(施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。)

四 入居している共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。)に係る居住に要する費用の額を証する書類(共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。)

3～5 (略)

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 特定入所サービス(法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。)を受けている指定障害者支援施設等の名称

三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一・二 (略)

三 令第二十一条の三第一項に規定する食事等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類

3～5 (略)

(居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 一十二 (略)

2 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、第三十四条の九第四号、第三十四条の十第四号、第三十四条の十一第四号、第三十四条の十二第四号、第三十四条の十三第四号、第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護 第三十四条

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 一十二 (略)

2 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、第三十四条の九第四号、第三十四条の十第四号、第三十四条の十一第四号、第三十四条の十二第四号、第三十四条の十三第四号、第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、重度訪問介護又は行動援護 第三十四条の七第一項

の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二〇十三（略）

3（略）

附則

（法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の三 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六条の三中「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就労継続支援並びに旧法施設支援（法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものに限る。）」とする。

第一条の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定（同行援護に係るものに限る。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。

第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二〇十三（略）

3（略）

附則

（法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の三 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六条の三中「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就労継続支援並びに旧法施設支援（法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものに限る。）」とする。

（新設）

○介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第一百七十号）新旧対照表
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定障害者特別給付費の請求）</p> <p>第四条 指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者は、特定障害者特別給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。</p>	<p>（特定障害者特別給付費の請求）</p> <p>第四条 指定障害者支援施設等は、特定障害者特別給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。</p>

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(共同生活介護 共同生活援助)

市町村番号
助成自治体番号

平成 年 月 日

受給者証番号
支給決定障害者等
氏名
支給決定に係る
障害児氏名

指定事業所番号
障害者及び
事業所
その他の名称
地域区分

利用者負担上限月額 ①

障害程度区分

利用者負担上限額
指定事業所番号
管理事業所
管理事業所名称
管理結果
管理結果額

サービス
提供
開始
年月日
サービス
提供
終了
年月日
サービス
提供
回数
サービス
提供
単位数
サービス
提供
回数
サービス
提供
単位数

サービス内容表 (Table with columns for service type, unit count, and frequency)

サービス種類コード
サービス利用日数
給付単位数
単位数/単面
給付率
総費用額
給付率
総費用額

サービス種類コード表 (Table with columns for service type, unit count, and frequency)

請求金額
給付率
給付率

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(共同生活介護 共同生活援助)

市町村番号
助成自治体番号

平成 年 月 日

受給者証番号
支給決定障害者等
氏名
支給決定に係る
障害児氏名

指定事業所番号
障害者及び
事業所
その他の名称
地域区分

利用者負担上限月額 ①

障害程度区分

利用者負担上限額
指定事業所番号
管理事業所
管理事業所名称
管理結果
管理結果額

サービス
提供
開始
年月日
サービス
提供
終了
年月日
サービス
提供
回数
サービス
提供
単位数
サービス
提供
回数
サービス
提供
単位数

サービス内容表 (Table with columns for service type, unit count, and frequency)

サービス種類コード
サービス利用日数
給付単位数
単位数/単面
給付率
総費用額
給付率
総費用額

サービス種類コード表 (Table with columns for service type, unit count, and frequency)

請求金額
給付率
給付率

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）新旧対照表
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
目次	目次	目次	目次
第一章（略）	第一章（略）	第一章（略）	第一章（略）
第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護
第一節～第五節（略）	第一節～第五節（略）	第一節～第五節（略）	第一節～第五節（略）
第三章～第十七章（略）	第三章～第十七章（略）	第三章～第十七章（略）	第三章～第十七章（略）
附則	附則	附則	附則
（定義）	（定義）	（定義）	（定義）
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一・二（略）	一・二（略）	一・二（略）	一・二（略）
三 支給決定障害者等 法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。	三 支給決定障害者等 法第五条第十七項第一号に規定する支給決定障害者等をいう。	三 支給決定障害者等 法第五条第十七項第一号に規定する支給決定障害者等をいう。	三 支給決定障害者等 法第五条第十七項第一号に規定する支給決定障害者等をいう。
四～十六（略）	四～十六（略）	四～十六（略）	四～十六（略）
第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護
第四条（略）	第四条（略）	第四条（略）	第四条（略）
2（略）	2（略）	2（略）	2（略）
3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体そ			

他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 | (略)

(準用)

第七条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(設備及び備品等)

第八条 (略)

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(準用)

第四十三条 第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十六

3 | (略)

(準用)

第七条 前二条の規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(設備及び備品等)

第八条 (略)

2 前項の規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(準用)

第四十三条 第九条から第四十二条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第

条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十五条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第九条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第四十八条 (略)

2 第四条第二項から第四項まで並びに前節(第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。)並びに第四十四條から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条

第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十五条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十二条までの規定は、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第四十八条 (略)

2 第四条第二項及び第三項並びに前節(第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。)並びに第四十四條から前条までの規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条

」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百十五条 法第五条第九項に規定する施設（入所によるものに限る。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第五条第九項に規定する施設（入所によるものに限る。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所

第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百十五条 法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限る。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限る。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所

者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

3 (略)

(設備及び備品等)

第一百七七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五條第九項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同敷地内にある法第五條第九項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 3 5 (略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十二条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 (略)

第一百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同

者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

3 (略)

(設備及び備品等)

第一百七七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五條第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同敷地内にある法第五條第八項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 3 5 (略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十二条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 (略)

第一百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同

して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

（利用者負担額等の受領）

第四百三十三条（略）

2（略）

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一（略）

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者^一に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者^二に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者^一に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三〇五（略）

4・5（略）

第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定

して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第四百三十三条（略）

2（略）

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一（略）

二 家賃

三〇五（略）

4・5（略）

第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定

共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条、第九十六条、第九十七条から第九十九条まで、第一百零一条から第一百零九条まで、第一百一十一条から第一百一十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する第四百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条において準用する第四百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三条において準用する第四百四十三条第二項」と、第五十九条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百

共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(法第五条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。)において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条、第九十六条、第九十七条から第九十九条まで、第一百零一条から第一百零九条まで、第一百一十一条から第一百一十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する第四百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条において準用する第四百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三条において準用する第四百四十三条第二項」と、第五十九条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百

十三条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条において準用する第二百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第四百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第四百四十五条第一項及び第四百四十六条第一項中「第二百五十四条」とあるのは「第二百十三条」と、第四百四十六条第一項第三号及び第四百四十八条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

附則

(地域移行型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第四百四十条第一項(第二十号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第四百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業

十三条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条において準用する第二百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項協力歯科医療機関」と、第四百四十五条第一項及び第四百四十六条第一項中「第二百五十四条」とあるのは「第二百十三条」と、第四百四十六条第一項第三号及び第四百四十八条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

附則

(地域移行型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第四百四十条第一項(第二十号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居(法第五条第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第四百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業

所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第四百七十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 一・二 (略)

所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第四百七十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 一・二 (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同一の世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）</p> <p>② （略）</p>	<p>第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同一の世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）</p> <p>② （略）</p>

○身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）新旧対照表
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）以下「令」という。）<u>第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者自立支援法第五条第十九項に規定する自立支援医療をいう。）のうち、更生医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。</u></p>	<p>（判定書の交付）</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）以下「令」という。）<u>第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者自立支援法第五条第十八項に規定する自立支援医療をいう。）のうち、更生医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。</u></p>

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）新旧対照表
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第七項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十六項</u>に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p> <p>附則</p> <p>1～5 （略）</p>	<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第六項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十五項</u>に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p> <p>附則</p> <p>1～5 （略）</p>

6 障害者自立支援法第五十二条第二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

6 障害者自立支援法第五十一条に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

○薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）新旧対照表
（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略） 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五條第十三項</u>に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（調剤の場所）</p> <p>第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略） 居宅</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五條第十二項</u>に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p>

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所</p> <p>二〇七（略）</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所</p> <p>二〇七（略）</p>

○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）新旧対照表
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>四十 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十一～五十二 （略）</p>	<p>（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>四十 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十一～五十二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験） 第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）、介護老人保</p>	<p>（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験） 第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）、介護老人保</p>

健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十一項に規定する共同生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援、同条第十六項に規定する就労継続支援及び同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従業者

三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第九項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護

健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従業者

三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する行動援護

、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

四 (略)

(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等) 第七十条 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定(同法第五条第七項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五条第十二項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。))に係るものに限る。)を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設(次項において「指定障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者とする。

2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

一〇八 (略)

九 障害者自立支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二条の三に規定する施設(同法第五条第六項に規定する療養介護を行うものに限る。)

を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

四 (略)

(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等) 第七十条 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定(同法第五条第六項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五条第十一項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。))に係るものに限る。)を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設(次項において「指定障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者とする。

2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

一〇八 (略)

九 障害者自立支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二条の三に規定する施設(同法第五条第五項に規定する療養介護を行うものに限る。)

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）新旧対照表
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）が提供されていないこと等により自立訓練又は児童デイサービスを受けることが困難な障害者（同法第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）又は障害児（同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条にお</p>	<p>（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は児童デイサービス（同条第七項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）が提供されていないこと等により自立訓練又は児童デイサービスを受けることが困難な障害者（同法第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）又は障害児（同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条にお</p>

いて同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該通いサービスを自立訓練又は児童デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第六十三条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所をいう。)又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第八十八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。)とみなす。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九節(第六十四条を除く。)及び第十節(第七十三条を除く。)並びに第五章第五節(第六十一条(第五十八条及び第一百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用せず、指定障害福祉サービス基準第一百一十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする。

2
(略)

一〇五 (略)

いて同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該通いサービスを自立訓練又は児童デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第六十三条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所をいう。)又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第八十八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。)とみなす。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九節(第六十四条を除く。)及び第十節(第七十三条を除く。)並びに第五章第五節(第六十一条(第五十八条及び第一百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用せず、指定障害福祉サービス基準第一百一十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする。

2
(略)

一〇五 (略)

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）新旧対照表
（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（厚生労働省令で定める特定整備施設）</p> <p>第五条 令附則第二十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設</p> <p>五 （略）</p> <p>五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第七項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十</u> <u>六項</u>に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設</p> <p>六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法<u>第五条第二十二項</u>に規定する地域活動支援センター及び<u>同条第二十三項</u>に規定する福祉ホーム</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生労働省令で定める特定整備施設）</p> <p>第五条 令附則第二十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設</p> <p>五 （略）</p> <p>五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第六項</u>に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十</u> <u>五項</u>に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設</p> <p>六 （略）</p> <p>七 障害者自立支援法<u>第五条第二十一項</u>に規定する地域活動支援センター及び<u>同条第二十二項</u>に規定する福祉ホーム</p> <p>八～十 （略）</p>

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）新旧対照表
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用者負担額等の受領） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（利用者負担額等の受領） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項に規定する食費等の費用基準額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>4～6（略）</p>

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）新旧対照表
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 サービス利用計画 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第十八項第二号</u>に規定するサービス利用計画をいう。</p> <p>三十三 （略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 サービス利用計画 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第十七項第二号</u>に規定するサービス利用計画をいう。</p> <p>三十三 （略）</p>

○障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）新旧対照表
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（規模に関する経過措置等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の適用については、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがない」として都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがない」として都道府県知事が認める地域」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（規模に関する経過措置等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の適用については、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがない」として都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがない」として都道府県知事が認める地域」とする。</p>

○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十八号）新旧対照表
 （第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第四十七条 指定知的障害児施設は、障害者自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業を行う者（以下「相談支援事業者」という。）若しくは障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定知的障害児施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第四十七条 指定知的障害児施設は、障害者自立支援法第五條第十七項に規定する相談支援事業を行う者（以下「相談支援事業者」という。）若しくは障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定知的障害児施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 （略）</p>

○薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生省令第五十二号）新旧対照表
 （第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の薬剤師法施行規則第十三条第二号ホ中「及び同条第二十三項に規定する福祉ホーム」とあるのは、「<u>同条第二十三項に規定する福祉ホーム</u>、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）」、同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者復帰施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の薬剤師法施行規則第十三条第二号ホ中「及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム」とあるのは、「<u>同条第二十二項に規定する福祉ホーム</u>、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）」、同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者復帰施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（通所による支援のみを行う施設を除く。）」とする。</p>

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）新旧対照表
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特例障害者食費等減免給付費の支給の申請等）</p> <p>第二十六条 法第八十八条第一項の規定による費用（以下この条から第二十八条までにおいて「特例障害者食費等減免給付費」という。）の支給を受けようとする被災支給決定障害者等（同項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設入所支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する施設入所支援をいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の名称</p> <p>三（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（特例障害者食費等減免給付費の支給の申請等）</p> <p>第二十六条 法第八十八条第一項の規定による費用（以下この条から第二十八条までにおいて「特例障害者食費等減免給付費」という。）の支給を受けようとする被災支給決定障害者等（同項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設入所支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項</u>に規定する施設入所支援をいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の名称</p> <p>三（略）</p> <p>2～5（略）</p>